

長岡市の求職者等に対するハラスメント防止基本方針

1 基本方針

長岡市は、採用活動等におけるハラスメント※を許しません。

本市職員による性的な言動その他の不適切な言動により、求職者等の本市への求職活動や就業体験等が阻害されることのないよう、本方針を定め、適切な対応を行います。

※セクシュアルハラスメントのほか、パワーハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントを含みます。

2 対象となる求職者等

- ・長岡市職員採用試験等の受験者（任期付職員や会計年度任用職員の採用試験・選考等を含む）
- ・本市オープン・カンパニーやインターンシップ、職場実習への参加者
- ・本市への就職等を目的とした職場訪問、就職説明会への参加者
- ・その他、長岡市への求職活動等を行う者

3 ハラスメント防止の取組

対面、オンライン等の手段を問わず、求職者等へのハラスメントを防止するため以下のことに取り組みます。

- ・採用活動に関わる本市職員は、求職者等を対等な人格を有する相手として尊重し、公平性、公正性及び透明性を常に意識するよう徹底します。
- ・性的な冗談やからかい、不必要な身体的接触など、性的な言動を行いません。
- ・面接や面談等において、本人に責めない事柄（本籍や家族）や本来自由であるべき事項（思想や信条）など、不適当な質問は行いません。
- ・結婚や出産の予定、交際相手の有無を尋ねるなど、業務や選考に不必要な確認は行いません。
- ・求職者等との連絡は、原則、本市が指定した公式な連絡手段（公用メール等）を使用し、職員私用の連絡先（私用メール等）は使用しません（ただし、緊急性が高い場合はこれに限らない）。
- ・本市職員への周知・啓発を行います。

4 相談窓口の設置及び対応

本市への求職活動等において、本市職員からハラスメントなどの不適切な行為を受けたと感じる事案があった場合の窓口を設置します。

相談があった場合は、速やかに事実関係を確認し、ハラスメント行為が認められた場

合は、被害者への配慮を行いながら、加害者に対して懲戒処分等を含む厳正な処分を行います。

なお、相談を行ったことや事実確認に協力したことを理由として、相談者や職員が不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

また、相談者のプライバシー保護に十分配慮し、相談者の意向を尊重したうえで、該当職員や該当部署等への確認を行います。

【相談窓口】

総務部総務課コンプライアンス室 メール：compliance@city.nagaoka.lg.jp

総務部人事課庶務厚生係 メール：jinji@city.nagaoka.lg.jp

5 その他

当方針は、今後も必要に応じて見直しを行います。